

野路町自衛消防隊隊則

平成31年4月21日施行

昭和48年11月23日制定「野路私設消防隊隊則」以降、野路町婦人消防隊、野路町女性消防隊等への変遷を経ながら、それぞれの時代に相応しい消防体制を維持しつつ、野路町の消防組織を運用してきたところです。

時代の変化や趣旨・目的を鑑みると、本年5月1日には改元と共に皇太子が天皇陛下に即位されるなど、国民にとって世紀の一大イベントを間近に、新たな出発に因んで当隊則も改正を余儀なくされる情勢となっている昨今の事実を真摯に受け止めるべきと考えます。

2019年度は、草津市の「地域防災計画」の再考(玉川学区全体の見直し再編)の指定を受けたこともあり、今日までの既成概念にこだわらず当町の自衛消防隊隊則の新規制定案を次のとおり定めるものであります。

記

(目的)

第1条 野路町自衛消防隊(以下「本隊」という。)は、主として町内で発生するであろう非常の事態に際し、男女を問わず町内の一住民として、あらゆる災害に因る被害防止と被害軽減を図るための活動を行うことを目的とします。

(組織)

第2条 本隊は、主たる拠点野路区事務所に置き、町内に居住する住民をもって組織し、隊員は、北の町 1 人、宮町2人、中の町2人、札幌町2人、南町2人、東の町1人、旭町2人、1班1人、2班1人、3班2人、4班2人、5班1人、6班1人、7班1人、8班2人、9班2人、10班2人、11班2人、12班1人、13班1人とし、合計31人の隊員をもって組織し、2分隊に編成します。

(役員等)

第3条 本隊に次の役員を置くものとします。

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 消防長 | 町内会長 |
| (2) 副消防長 | 副町内会長 |
| (3) 隊長 | 1 名 |
| (4) 副隊長 | 2 名 |
| (5) 消防係 | 2 名(町委員代表、旭町町委員) |

(顧問)

第4条 本隊に次の長を顧問として置くものとします。

- (1) 評議委員議長
- (2) 財産区管理会長
- (3) 氏子総代長

(任務)

第5条 役員の任務は、次のとおりとします。

- (1) 消防長は、野路町内における消防防災の全てを掌理掌握し、その必要度に応じて本隊を下命する。
- (2) 副消防長は、消防長を補佐し、消防長事故あるときは、これを代理し、本隊を下命する。
- (3) 隊長は、本隊を総括すると共に、その代表となり消防長の命の下に本隊を指揮する。
- (4) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長事故あるときはこれを代理し、本隊の指揮を司る。

(5) 隊長、副隊長は、隊員の中から互選とし、任期は1年とする。但し、再任することを妨げない。

(6) 顧問は、本隊の相談役としての任務を司り、消防長の要請により本隊の運営に参画し、支援する。

(事業)

第6条 本隊は、2か月に一回、概ね次に掲げる訓練等を行うものとします。

- (1) 消火・警戒訓練
- (2) 救急・救護訓練
- (3) 雑踏・交通規制訓練
- (4) 炊出し・避難所運営訓練
- (5) その他消防防災上必要な訓練

2 本隊は、概ね次のような活動等を行うものとします。

- (1) 消火栓及び消火栓器具の維持管理のための点検
- (2) 火災、地震その他風水害等の災害時の防災支援活動及び応急救護活動
- (3) 防火管理者資格付与講習会の受講
- (4) 応急救護に関する研修
- (5) 消火器、住宅用火災警報器、非常持出袋その他防災用品等の普及啓発、推進活動
- (6) その他隊員として有益とならしめる研修又は活動

(服装)

第7条 本隊の服装、装備は、指定の作業服・ヘルメット・靴等を着用(佩用)するものとします。但し、着用の暇が無いときは、この限りでない。

(任期)

第8条 隊員の任期は、2年とします。

2 隊員は、女性を基本としてしてきた経緯があるが、男女を限定し特に固守するものとは致しません。

(総会及び発隊式)

第9条 本隊の総会は、毎年3月に行うものとします。

2 新年度当初に発隊式を行い、その後、新隊員の初顔合わせを行った上で、年間行事計画等について協議決定するものとします。

(会計及び会計年度)

第10条 本隊に要する経費は、野路町内会経費より充当するものとします。

2 会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日をもって終わります。

(隊則の改廃)

第11条 本隊則は、総会に付議し、過半数以上の賛成がなければ改廃することができない。

(その他)

第12条 本隊則に定めるもののほか、必要な事項は役員及び顧問が協議の上、これを定めるものとします。

附 則

昭和48年11月23日より実施している野路私設消防隊隊則は廃止します。

附 則

本隊則は、平成31年4月21日より新規に運用するものとします。

本隊則は、令和3年4月1日より(第2条の一部を改正)施行するものとします。

以上